

工事名：津軽森林管理署金木支署庁舎等解体工事

入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答
<p>1. 建設業区分について 本工事について、建設業法上の許可区分の取扱いを確認させていただきます。 本工事は、入札公示において工事名を「津軽森林管理署金木支署庁舎等解体工事」、工事内容を「庁舎等解体工事」とされています。 一方で、競争参加資格要件では「建築一式工事」の等級認定が求められており、建築業法上の許可については「建築工事業又は解体工事業」の許可を受けている者と記載されています。 当社は、建築一式工事については一般建設業許可、解体工事業については特定建設業を有しております。 この場合、本工事の施工体制については、工事内容に基づき、当社の解体工事業に係る特定建設業許可により整理して差し支えないでしょうか。</p> <p>2. 配置予定技術者について 入札公示では、配置予定技術者の資格要件として、「1級若しくは2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」と記載されております。 一方、本工事は、工事名及び工事内容から、解体工事を主たる内容とする工事であると認識しております。 入札公示の資格要件を満たした上で配置予定技術者が監理技術者の場合は解体工事の監理技術者を保有していることとの認識でよろしいでしょうか。(例えば、1級土木施工管理技士及び2級建築施工管理技士を保有し、解体工事の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有している技術者の場合)この場合の当該技術者が、公示に記載の「同等以上の資格を有する者」として認められるか、併せてご確認をお願いいたします。</p> <p>3. 石綿含有建材撤去工事(図面番号A-01) 石綿含有建材の撤去工事の事前調査ですが、使用材の有無の調査は、全てと有りますが、建物の用途別での検体採取でもよいでしょうか。又、採取費用は積み上げ共通仮設に含むのでしょうか。</p>	<p>1. 競争参加資格要件等については、入札公告2(1)～(16)及び入札説明書4(1)～(16)に示すとおりとなります。 「建築一式工事」の等級は、東北森林管理局における一般競争参加資格を示しております。 「建築工事業又は解体工事業」は、建設業法上の(一般建設業又は特定建設業のいずれかにより)許認可を受けている者を示しております。</p> <p>2. 配置予定技術者については、入札公告2(5)ア～オ及び入札説明書4(5)ア～オに示すとおりとなります。 「監理技術者」の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であることとしております。</p> <p>3. 石綿含有建材の調査については、事前及び分析調査とも実施済みであり、設計図書の図面番号A-03(仕上表)に示すとおりとなります。</p>

入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答
<p>4. 石綿含有建材撤去工事(図面番号A-01) 石綿含有の使用材調査結果後になりますが、外壁アクリルリシン吹付がアスベスト含有と判明した場合、レベルの処理方法が変わりますと、別途費用としてもよいのでしょうか。</p> <p>5. 埋戻し・整地(図面番号A-01) 解体後の整地ですが、山砂の類とありますが、シラスでもよいのでしょうか。</p> <p>6. 基礎・杭その他解体(図面番号A-11) 特記仕様書3章解体施工の杭の解体と有りますが、行うにあたって、杭はあるのでしょうか、又、有った場合の工法の指示をお願いします。</p> <p>7. 基礎・杭その他解体(図面番号A-11) 引き続き同上の確認ですが、細目別内訳書には、基礎コンクリート・土間コンクリートの解体と有りますが、杭が出た場合の撤去、処分費等の費用は別途としてよろしいのでしょうか。</p>	<p>4. 石綿含有建材の調査については、事前及び分析調査とも実施済みであり、設計図書の図面番号A-03(仕上表)に示すとおりとなります。</p> <p>5. 「山砂の類」については、山地や丘陵地で採取される良質な砂質土を指しますので、シラスは不可とします。</p> <p>6. 設計図書の図面番号A-11のとおり、既存庁舎においての杭はありませんが、施工段階で杭が確認された場合は、別途協議とします。</p> <p>7. 上記6のとおりです。</p>